

企画提案仕様書

1 業務名

大阪・関西万博を契機とした京都府内周遊促進業務

2 業務の目的

大阪・関西万博の開催による人流の増加を捉え、京都府全域への誘客及び府内における周遊を促進することを目的とし、万博期間中に府内で実施される大阪・関西万博きょうとアクションプラン（以下、「アクションプラン」という）を中心とした万博関連イベント等を一体的に発信する周遊企画及びプロモーションを実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和7年12月31日（水）まで

4 業務内容

大阪・関西万博を契機に京都を訪れる旅行者及び府内在住者等に対して京都府全域への周遊を促すため、万博期間中に京都府で開催されるアクションプランを中心とした万博関連イベント等を一体的に発信する仕掛け作り及び本仕掛けを広く利用いただけるようなプロモーション施策を立案・実行すること。

本業務において受託者は、以下の（１）～（４）の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議・調整すること。

（１）全体統括等

以下の（２）～（４）の各業務の実施にあたり、委託者及び関係機関等と十分に調整を行い、全体を統括すること。また、本業務全体を統括する担当者を1名以上配置すること。

（２）京都府内の周遊を促す仕掛け作り

万博期間中において、京都府内各地への来訪意欲や周遊意欲を高めるための周遊促進企画（例：キャラクター等既存のコンテンツとのタイアップや謎解き・スタンプラリー等）を立案・実行すること。なお、企画にあたっては、以下の点を踏まえた企画とすること。

ア 実施期間は、万博期間中を目安とすること。

イ 主に国内旅行者及び京都府内在住者を対象とすること。

ウ 京都府全域（各市町村）への周遊を目的とした企画を実施すること。（一つの企画で府内全域を網羅する、または複数の企画で府内全域やテーマを網羅するなど手法は問わないものとする。）

エ ウの企画の中に、特定の地域やテーマ等に該当するイベントやスポットを集中的に周遊する企画を少なくとも5地域・テーマ等含めること。（期間を限定して実施する

- ことも可とする。)
- オ アクションプランに掲載されているイベント等を中心にスポットを選定すること。
 - カ 一定の条件を満たすことで応募可能となるプレゼントキャンペーンや割引クーポンの配布等、利用者のインセンティブを高める仕掛けについて考慮すること。
 - キ 可能であれば、博覧会協会のデジタルウォレット内の機能である NFT の活用等について検討すること。
 - ク 企画にあたっては、必要に応じて関連する既存のツアー等の情報を収集・整理することとし、本企画との連携等についても検討すること。
 - ケ 可能な限り、DMO や市町村、交通、旅行、宿泊、飲食等の事業者によるツアー、キャンペーン等と連携可能な企画とすること。
 - コ 企画提案には目標利用者数を設定すること。

(3) 広報

(2) で実施する企画を効果的に発信し、広く利用を促すため、旅マエ・旅ナカにおける以下の広報やキャンペーン等を実施すること。なお、本業務で実施する周遊企画は、令和7年4月に京都駅に開設予定の情報発信拠点において行う府内周遊施策と連動して実施することとしているため、京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ情報発信業務の受託者と適宜調整・連携を図ること。

ア オフライン広告

- ・チラシ、ポスター、パンフレット等を作成し、駅や観光案内所、宿泊施設、その他関連施設等に配架すること。なお、作成部数については(2)コで設定した目標利用者数を考慮し、制作物ごとに必要となる部数を作成すること。
- ・その他、必要に応じて、旅行関連雑誌等への掲載などのオフライン広告を提案すること。

イ オンライン広告

インターネット広告、旅行関連サイト、SNS 等を活用した広報を行うこと。

ウ 専用 LP の作成・保守

既存のウェブページ内における特設ページの作成も可とする。

(4) 報告書の作成

本業務において取得した各種実績等の数値を取りまとめるとともに、本業務の実施結果等をまとめた実績報告書を作成すること。

5 業務完了報告

業務完了後は、直ちに業務完了報告書を経費内訳や詳細資料を添えて紙媒体及び電子データで提出すること。

6 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

8 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で委託者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 委託者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、委託者と協議して決定すること。